

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場への当日のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ・議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。
- ・当日の株主総会の模様は、インターネットにてリアルタイムに配信いたします。
- ・ご質問は、インターネットにより事前に受付をいたします。
- ・開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、ご来場を希望される場合は、事前申込みが必要となります。なお、ご来場可能な株主さまを20名（申込先着順）に限定いたします。

※詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

mercari

第8回定時株主総会招集ご通知

株式会社メルカリ

証券コード：4385

日時

2020年9月25日（金） 午前10時

[受付開始 午前9時30分予定]

場所

東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー 18階

当社本店会議室

議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

株主総会ご出席のみなさまへのお土産のご用意はございません。

ミッション

新たな価値を生みだす 世界的なマーケットプレイスを創る

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19という。）において、お亡くなりになられた方々及びご家族・関係者のみなさまに謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患されたみなさまに心よりお見舞いを申し上げます。

FY2020.6の1年間は、メルカリ日本事業・メルペイ事業・メルカリ米国事業の3本柱を確立するための「勝負の年」として位置づけ、強固な基盤を構築するため積極的な投資を行って参りました。その結果、メルカリ日本事業では出品施策によって出品数が着実に増加するとともに、COVID-19の影響もあり、流通総額（以下、GMVという。）成長率が再加速、メルペイ事業においては、与信事業や業務提携を進め、収益化に向けた舵を取ってきました。更にメルカリ米国事業においてもCOVID-19の影響もあり、目標としていたGMV月間100 million USDを達成することができました。「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」というミッションの実現に向けて、3本柱それぞれが着実に進化し、手応えのある1年間だったと考えております。

COVID-19の流行を起点としたニューノーマル（新常態）時代において、社会は大きな変革が求められており、生活基盤のオンライン化という来たるべき未来と思っていたものが現在急速に到来しております。また、我々が創業期から事業を通じて取り組んできた「循環型社会の実現」の機運が今まで以上に高まってきていると感じております。このような環境下において、私は「メルカリ」や「メルペイ」というサービスをどう社会に役立てていけるかを考え、メルカリグループのアセットを積極的に社会に還元していくことで、「社会から不可欠な存在」になっていく必要があると思っております。

COVID-19によって、社会構造の変化は今後加速していくと考えております。私はこの変化を捉え、引き続き大胆な挑戦により、更なる事業拡大とそれに伴う中長期的な企業価値の向上に努めて参ります。株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役CEO

山田進太郎



<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場への当日のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ・議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。
- ・議決権のご行使は、書面又はインターネットにより、2020年9月24日（木曜日）午後7時まで受け付けておりますので、ご活用ください。
- ・当日の株主総会の模様は、インターネットにてリアルタイムに配信いたします。
- ・ご質問は、インターネットにより事前に受付をいたします。
- ・開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、ご来場を希望される場合は、事前申込みが必要となります。なお、ご来場可能な株主さまを20名（申込先着順）に限定いたします。

※新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

証券コード 4385
2020年9月10日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号

株式会社メルカリ

代表取締役CEO 山田 進太郎

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1

日 時

2020年9月25日（金曜日）午前10時 [受付開始 午前9時30分予定]

2

場 所

東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー 18階 当社本店会議室

(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)

3

目的事項

報 告 事 項

1. 第8期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第8期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・法令及び当社定款第17条の定めにより、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては本招集ご通知には記載せず、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://about.mercari.com/>) に掲載しております。したがいまして、本招集ご通知に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://about.mercari.com/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2020年9月24日（木曜日）午後7時到着分まで

インターネット等による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2020年9月24日（木曜日）午後7時入力完了分まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使に当たり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

株主総会へご出席を希望される場合

株主総会への出席



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、ご来場を希望される場合は、事前申込みが必要となります。**なお、ご来場可能な株主さまを20名（申込先着順）に限定いたします。**詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

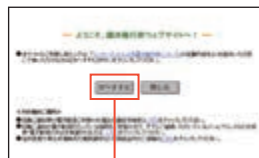
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「ログイン」をクリック

「議決権行使コード」を入力



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

ご注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主のみなさまのご負担となります。



第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条及び第22条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が2名以上いるときは、取締役会において招集権者及び議長を決定するものとする。</u> 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。 第14条～第21条 (条文省略) (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が2名以上いるときは、取締役会において招集権者及び議長を決定するものとする。</u> 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2 前項において定めた取締役に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会</u>を招集し、議長となる。 第14条～第21条 (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2 前項において定めた取締役に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会</u>を招集し、議長となる。

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。

当社は、中長期の企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、監督と執行を分離し、執行部門への業務執行権限の委譲を促進して参ります。そのための具体的な施策として、取締役会構成の大幅な見直しを行い、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	
1	ヤマダ シンタロウ 山 田 進太郎	代表取締役CEO（社長）	再任
2	コイズミ フミアキ 小 泉 文 明	取締役President（会長）	再任
3	タカヤマ ケン 高 山 健	社外取締役	再任 社外 独立
4	ナマタメ マサシ 生田目 雅 史	社外取締役	再任 社外 独立
5	シノダ マキコ 篠 田 真貴子		新任 社外 独立

1 ヤマダ シンタロウ 山田 進太郎

1977年9月21日生 再任

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

2001年 8 月 有限会社ウノウ設立 代表取締役	2013年 2 月 株式会社コウゾウ（現当社） 設立代表取締役社長
2005年 2 月 同社をウノウ株式会社へ 商号変更	2014年 3 月 Mercari, Inc. Director（現任）
2010年 9 月 Zynga Japan株式会社 ゼネラルマネージャー	2017年 4 月 当社代表取締役会長兼CEO
2012年 6 月 株式会社suadd設立 代表取締役（現任）	2019年 9 月 当社代表取締役CEO（社長） （現任）

▶ 重要な兼職の状況

Mercari, Inc. Director

▶ 取締役候補者とした理由

2013年2月の当社設立以来、代表取締役として当社グループ全体の経営の指揮を執り、CtoCマーケットプレイス「メルカリ」の世界展開をはじめ、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



取締役会出席回数

14回/14回

所有する当社の株式の数

37,612,530株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数

1,920,000株

2 コイズミ フミアキ 小泉 文明

1980年9月26日生 再任

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

2003年 4 月 大和証券SMBC株式会社 （現大和証券株式会社）入社	2017年 4 月 当社取締役社長兼COO Corporate Division長
2006年12月 株式会社ミクシイ入社	2019年 8 月 株式会社鹿島アントラーズ・ エフ・シー代表取締役社長 （現任）
2008年 6 月 同社取締役	2019年 9 月 当社取締役President（会長） （現任）
2013年12月 当社入社	
2014年 3 月 当社取締役 Corporate Division長	

▶ 重要な兼職の状況

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー
代表取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

2013年に入社して以来、Corporate Division全体の成長をけん引して参りました。また、当社取締役に就任後は、当社全体の経営の指揮を執りながら、渉外、広報、ESG等の分野に特に尽力し、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、主に渉外や新たに当社グループに参画した株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの運営等の分野において同氏の豊富な経験と高い見識により、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



取締役会出席回数

14回/14回

所有する当社の株式の数

1,516,330株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数

980,400株

3 高山 健

1964年6月6日生 再任 社外 独立

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1988年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2018年9月 当社社外取締役 (現任)
1999年11月 楽天株式会社常務取締役	2018年11月 株式会社メタップス 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2010年2月 同社最高財務責任者	2019年5月 株式会社メディアドゥホールディ ングス (現株式会社メディアドゥ) 社外取締役 (現任)
2014年7月 スターフェスティバル株式会社 社外取締役	
2015年6月 テクマトリックス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	

▶ 重要な兼職の状況

テクマトリックス株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社メディアドゥ社外取締役
株式会社メタップス社外取締役 (監査等委員)

▶ 社外取締役候補者とした理由

金融事業及びインターネット事業会社経営における専門的な知識や深い経験を活かして、社外取締役として当社の経営及び財務に対する助言及び意見をいただいております。当社グループの経営体制の更なる強化のために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。



社外取締役在任年数 2年
取締役会出席回数 14回/14回
所有する当社の株式の数 0株

4 生田目 雅史

1964年9月27日生 再任 社外 独立

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1988年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行	2007年11月 ドイツ証券株式会社投資銀行本部 マネージング・ディレクター
1998年5月 KPMG Peat Marwick (現KPMG LLP) 入社	2012年6月 ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社 ビジネスデベロップメント統括責任者
1998年10月 金融監督庁 (現金融庁) 非常勤職員	2015年9月 ブラックロック・ジャパン 株式会社取締役
2000年1月 ドイツ証券会社 (現ドイツ証券株 式会社) 投資銀行部ディレクター	2018年9月 当社社外取締役 (現任)
2004年8月 モルガン・スタンレー証券会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社) エグゼクティブ・ ディレクター	2020年4月 東京海上ホールディングス株式会 社執行役員デジタル戦略部長 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

東京海上ホールディングス株式会社
執行役員デジタル戦略部長

▶ 社外取締役候補者とした理由

銀行、証券及び投資業界における専門的かつグローバルな知識や深い経験を活かして、社外取締役として当社の経営及び金融事業に対する助言及び意見をいただいております。当社グループの経営体制の更なる強化のために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。



社外取締役在任年数 2年
取締役会出席回数 14回/14回
所有する当社の株式の数 0株



▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1991年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
1998年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社
2002年10月 ノバルティス ファーマ株式会社入社
2007年7月 ネスレニュートリション株式会社経営企画統括部長
2008年12月 株式会社東京糸井重里事務所（現株式会社ほぼ日）取締役CFO
2020年3月 エール株式会社取締役（現任）

▶ 重要な兼職の状況

エール株式会社取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由

金融機関やCFOの経験を持ち、ガバナンス、株式、ファイナンスに精通していること、グローバル大企業からベンチャー企業までの幅広い経験があることから、成長を続ける当社に貢献いただけてと考えております。当社グループの経営体制の更なる強化のために、新たに社外取締役候補者いたしました。



社外取締役在任年数 一年

取締役会出席回数 一回/一回

所有する当社の株式の数 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高山健氏、生田目雅史氏及び篠田真貴子氏は、社外取締役候補者であります。当社は、高山健氏、生田目雅史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。また、篠田真貴子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、高山健氏及び生田目雅史氏を東京証券取引所に定める独立役員として届け出ております。また、篠田真貴子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所に定める独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I. 提案の理由

当社の取締役の報酬等の額は、2017年9月29日開催の当社第5回定時株主総会において年額2,000百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値の向上を実現するにあたり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させ、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることができるようなインセンティブを付与することを目的として、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を下記のとおり割り当てることとし、当該新株予約権に関する報酬等の額を2,000百万円を上限として設定することにつきご承認をお願いするものであります。

当該新株予約権は、上記目的のために割り当てられるストック・オプションであり、当社の時価総額が1兆円を超えることを行使条件としており、また、当社における取締役の業務執行の状況・貢献度等諸般の事項を総合的に勘案していることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

また、当該ストック・オプション制度の導入にあたっては、取締役の報酬制度や報酬水準の妥当性、決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を確保するため、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会での諮問結果を踏まえ、本議案を付議しております。

なお、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案の対象となる取締役（以下、「対象取締役」という。）は、社外取締役を除く取締役2名となります。

II. 新株予約権の具体的な内容及び数の上限

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100万株を上限とする。

2. 新株予約権の数

100万個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。但し、付与株式数は、新株予約権の割当日以降に、当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換又は会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整するものとする。なお、付与株式数の調整に応じて、第1項に定める新株予約権の目的である株式の総数も調整されるものとする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、職務執行の対価として、ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利な条件による発行には該当しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき1円（以下、「行使価額」という。）とし、新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2023年9月25日から2030年9月24日までとする。

6. 新株予約権の権利行使の条件

対象取締役は、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- (1) 対象取締役は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額（次式によって算出するものをいう。以下同じ。）がいずれも1兆円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、合併、会社分割、株式分割若しくは株式併合等を行う場合、又は、募集株式の発行若しくは処分を行う場合等、当社が時価総額の調整をすることが適切と認める場合には、取締役会において、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値 (※)

(※) いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

(2) 対象取締役は、以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該条件を満たした日の翌日から第5項に定める期間の満了日までの期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。以下、本項において同じ。）と、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする（但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。）。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) 下記③に定める新株予約権が行使可能な期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

① 対象取締役において、新株予約権の割当日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の1/3

② 対象取締役において、新株予約権の割当日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の1/3

③ 対象取締役において、新株予約権の割当日から5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の1/3

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権のその他の内容等

新株予約権のその他の内容等については、当社の取締役会の決議において定める。

以 上

事業報告（2019年7月1日から2020年6月30日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社グループは、メルカリ日本事業・メルペイ事業・メルカリ米国事業の3本柱を確立するため、当連結会計年度を勝負の年として位置づけ、ミッション達成にむけた強固な基盤の構築を進めております。

メルカリ日本事業では中長期での継続的な成長を図るため、特に出品と購入のバランスの最適化に注力していることに加え、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の拡大の影響もあり、ユーザ数の増加及び一人あたりの利用金額が増加しております。これらの結果、「メルカリ」の日本国内流通総額（注1）は下期から成長率が再加速し、当連結会計年度において6,259億円となり、前連結会計年度比で1,356億円増加しております。

当社グループでは、「メルカリ」で培った技術力と膨大な顧客・情報基盤をもとに、スマホ決済サービス「メルペイ」の提供を2019年2月に開始しました。メルペイは「日常で使われる決済」を目指し、お客さま及び加盟店の獲得を行うとともに、与信事業や業務提携を進め、信用を軸にした新たなエコシステムの構築により、収益性改善に向けた取り組みを行っております。これらの結果、「メルペイ」の利用者数は700万人（注2）を超え、順調に増加しております。

米国ではCtoCマーケットプレイス「Mercari」の拡大に向けて、ブランディング及びグロースを求めたマーケティングキャンペーン強化及びお客さまの多種多様なニーズに応えるために、出品及び配送の最適化を行っております。また、メルカリ日本事業と同様に、COVID-19の拡大の影響もあり、ユーザ数の増加及び一人あたりの利用金額が増加しております。これらの結果、米国内流通総額は当連結会計年度において736億円（為替レートについては、期中平均為替レート108.16円にて換算）となり、前連結会計年度比で334億円増加しております。また、目標としていた月間流通総額100 million USDを達成することができました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高76,275百万円（前連結会計年度比47.6%増）、広告宣伝費や人件費の増加等に伴い営業損失19,308百万円（前連結会計年度は12,149百万円の損失）、経常損失19,391百万円（前連結会計年度は12,171百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失22,772百万円（前連結会計年度は13,764百万円の損失）となりました。なお、当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）1. CARTUNEを経由した購入を含む。

2. メルペイ「電子マネー」の登録を行ったユーザと、「メルペイコード払い」、「ネット決済」、「メルペイスマート払い」等の利用者の合計（重複を除く。）。2020年6月時点。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資（無形固定資産を含む。）の総額は986百万円であり、主に本社OA機器の購入及び鹿島アントラーズのアカデミーハウス建設によるものであります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年7月30日付の取締役会において、日本製鉄株式会社より株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの発行済株式の61.6%を取得することを決議し、日本製鉄株式会社と株式譲渡契約を締結し、2019年8月30日に株式取得に関する手続きが完了いたしました。

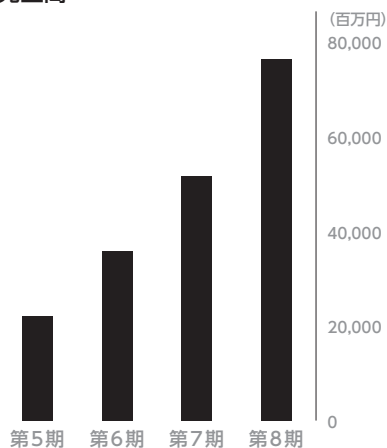
(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

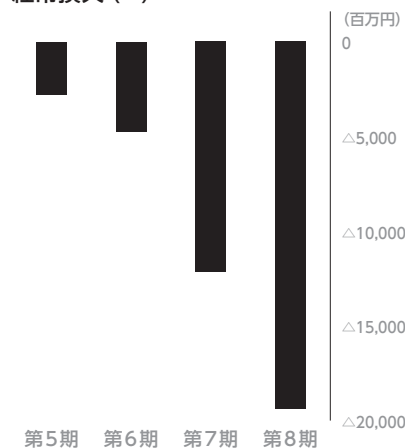
			第5期 (2017年6月期)	第6期 (2018年6月期)	第7期 (2019年6月期)	第8期 (2020年6月期)
売	上	高 (百万円)	22,071	35,765	51,683	76,275
経	常	損 失 (△) (百万円)	△2,779	△4,741	△12,171	△19,391
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)			△4,207	△7,041	△13,764	△22,772
1株当たり当期純損失 (△) (円)			△36.65	△60.61	△94.98	△147.86
総	資	産 (百万円)	54,489	117,752	163,685	198,014
純	資	産 (百万円)	4,416	54,422	50,936	35,368
1株当たり純資産額 (円)			△70.15	402.12	337.88	222.78

- (注) 1. 当社では、第6期より連結計算書類を作成しております。なお、第5期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

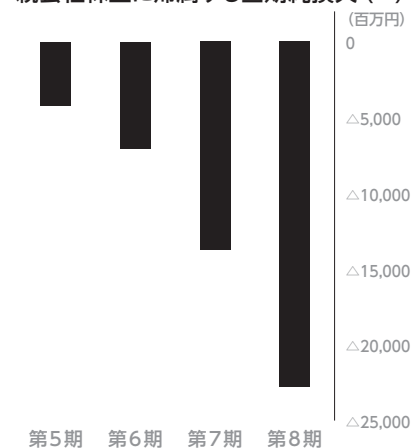
売上高



経常損失 (△)



親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

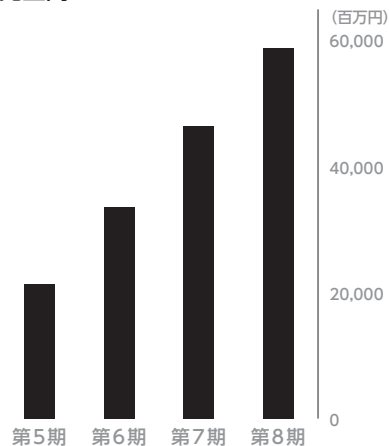


② 当社の財産及び損益の状況

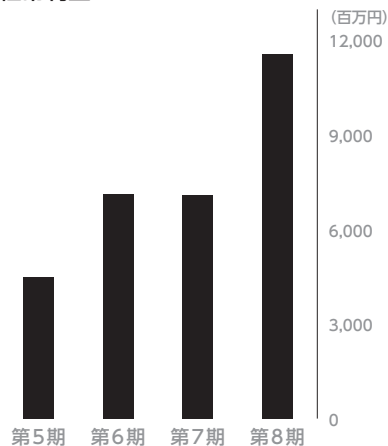
		第5期 (2017年6月期)	第6期 (2018年6月期)	第7期 (2019年6月期)	第8期 (2020年6月期)
売上高	(百万円)	21,254	33,424	46,254	58,744
経常利益	(百万円)	4,469	7,107	7,090	11,550
当期純損失(△)	(百万円)	△6,990	△8,428	△5,046	△28,014
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△60.90	△72.55	△34.82	△181.89
総資産	(百万円)	54,855	115,414	125,742	104,683
純資産	(百万円)	6,071	54,676	60,242	38,884
1株当たり純資産額	(円)	△55.74	403.99	399.61	249.02

(注) 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

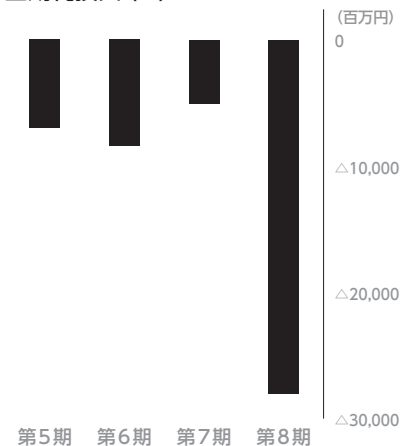
売上高



経常利益



当期純損失(△)



(3) 重要な子会社の状況 (2020年6月30日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Mercari, Inc.	463,511千米ドル	100%	米国におけるCtoCマーケットプレイス「Mercari」の企画・開発・運営
株式会社メルペイ	100百万円	100%	資金移動業等の金融関連事業の企画・開発・運営
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー	1,570百万円	71.1%	1. プロサッカー球団鹿島アントラーズの運営 2. サッカー競技及びその他のスポーツ競技会等各種催し物の企画・運営 3. サッカー競技場等のスポーツ施設の運営等

(注) 1. 2019年7月30日付の取締役会において、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの発行済株式61.6%を取得することを決議し、2019年8月30日より連結子会社化しております。

2. 2020年5月26日付の取締役会において、マイケル株式会社の全株式を譲渡することを決議し、同年6月30日に実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

① サービスの安全性及び健全性の確保

Eコマースサービスやソーシャルメディア等が普及するにつれて、インターネット上のサービスの安全性維持に対する社会的要請は一層高まりを見せております。当社グループは、安心・安全な取引の場を提供するため、サービスの安全性・健全性確保を最重要課題として、個人情報保護や知的財産権侵害品対策等に継続的に取り組んで参ります。

② 人材の育成

サービスのグローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、人材の育成は重要な課題と認識しております。従業員が高いモチベーションをもって働けるよう、育成の仕組みや人事制度の整備、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンの推進等を積極的に進めて参ります。

③ 技術力の強化

当社グループはインターネット上でサービスを提供しており、サービス提供に係るシステムを安定的に稼働させることが事業運営上重要であると認識しております。出品数の増加に伴うアクセス数の増加を考慮したサーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散等、継続的にシステムの安定性確保に取り組んで参ります。

また、先端技術への投資に注力し、更なるユーザ体験の向上に取り組んで参ります。例えば、過去の取引履歴や評価情報等の膨大なデータをもとにしたAIや機械学習技術の活用により、サービスの利便性向上や、安全性及び健全性の維持・強化を推進して参ります。更に、自動翻訳による異なる言語間での取引の推進や、ブロックチェーン、VR/AR、量子コンピュータ、IoT（モノのインターネット）などの先端技術への投資を行う等、技術力の強化に向けて取り組んで参ります。

④ 海外展開への対応

当社グループは世界中の人々の消費行動の変化を背景とした中古品市場の拡大に対応し、投資の規律を意識しつつも積極的に海外展開を図っていく方針であります。

2014年1月に米国に設立した連結子会社Mercari, Inc.においては、当社グループが保有するノウハウの移管を推し進め、ユーザの獲得を進めて参ります。これまで日本で蓄積したプロダクトとマーケティングのノウハウを活かしながら、現地のユーザ特性とニーズにあわせてサービスをカスタマイズし、ユーザ数の拡大及び認知度向上を目指していく方針であります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンス経営の徹底を通じて、企業価値の向上に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本方針として定め、ステークホルダーのみなさまの信頼に応えるべく、今後もこの基本方針のもと、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長、発展に努めていく方針であります。

⑥ 内部管理体制の拡充及びコンプライアンスの徹底

当社グループは今後もより一層の事業拡大を目指しており、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、当社グループの成長に見合った人材の確保、育成及びコンプライアンスの徹底を重要な課題と考えております。内部監査、法務、財務、経理等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、社員に対する継続的な啓蒙活動及び研修活動を行うことで、更なる内部管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンスの徹底に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

① ミッション

当社グループのミッションは、「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」ことです。

当社は、スマートフォンやソーシャルメディアの普及により、個人がスマートフォンを通じてモノの売買や情報発信を行えるようになったことを追い風に、スマートフォン上で不要品を簡単に売買できるフリマアプリ「メルカリ」を提供しています。当社グループは、モノなどの資産を有する出品者とそれに価値を見出す購入者を結び、簡単に、楽しく、安全なCtoCマーケットプレイスを提供することにより、循環型社会を実現していきます。

② サービス概要

当社が運営する「メルカリ」はスマートフォンに特化した個人間取引（CtoC）のためのマーケットプレイスであり、誰でもスマートフォン上で簡単・手軽に不要品を売買できるという今までになかったユニークなユーザ体験を提供しています。

従来型の店舗における中古品売買は、来店に時間を要する、取り扱い商品が限定的である、買取業者が仲介するため売手と買手の双方にとって価格が不透明である等の課題がありました。また、インターネットオークションを利用した中古品売買も、出品が煩雑で難しい、入札プロセスに時間がかかるといった課題がありました。

「メルカリ」では、スマートフォンから誰でも簡単に商品を出品・購入することができます。また、配送業者やコンビニエンスストアとの提携により、簡便かつ手頃な価格の配送オプションを提供しています。更に、出品者・購入者ともに個人が中心であるため、誰でも手軽に不要品を販売してお金に換える楽しみや、ユニークな商品を探す「宝探し」感覚での買物を体験することができます。

③ 当社グループが運営するサービス

当社グループは当社と連結子会社であるMercari, Inc.（米国）、株式会社メルペイ、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーで構成されております（2020年6月30日時点）。また、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。



（注）株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーは、2019年8月30日より連結子会社化しました。

当社グループは、オールジャンルの商品を取り扱うCtoCマーケットプレイス「メルカリ」を運営しております。また、米国においては、オールジャンルのCtoCマーケットプレイス「Mercari」を運営しております。

当社グループは、2014年10月から「メルカリ」において、2016年10月から米国の「Mercari」において、それぞれ商品代金に応じた手数料をいただいております。商品が購入された際に、当社グループは購入された商品に対し原則10%の手数料を出品者より受領し、購入者が支払った商品代金から手数料を差し引いた金額を出品者に支払っております。当社グループでは、当該手数料部分を売上高に計上しております。

更に、当社グループは、「メルカリ」で培った技術力と膨大な顧客・情報基盤をもとに、スマホ決済サービス「メルペイ」の提供を2019年2月に開始し、事業の拡大に努めております。

(6) 主要な営業所（2020年6月30日現在）

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都港区
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

② 国内子会社

会社名	所在地
株式会社メルペイ（本社）	東京都港区
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー（本社）	茨城県鹿嶋市

③ 在外子会社

会社名	所在地
Mercari, Inc.（本社）	米国カリフォルニア州パロアルト市

(7) 従業員の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,792 (402) 名	34名減 (181名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 直近1年間において、従業員数が34名減少しております。これは主に自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,090 (277) 名	88名減 (103名増)	32.4歳	2.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 直近1年間において、従業員数が88名減少しております。これは主に自己都合退職によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	25,000
株式会社みずほ銀行	15,000
株式会社三井住友銀行	10,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年6月30日現在)

① 発行可能株式総数 459,250,000株

② 発行済株式の総数 156,150,364株

- (注) 1. 2019年7月30日付の取締役会決議及び2019年8月1日付の取締役会決議に基づく、2019年8月16日付の譲渡制限株式ユニット (RSU) に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は78,853株増加しております。
2. 2019年7月30日付の取締役会決議及び2019年8月1日付の取締役会決議に基づく、2019年8月23日付の譲渡制限株式ユニット (RSU) に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は322,733株増加しております。
3. 2019年9月19日付の取締役会決議に基づく、2019年11月15日付の譲渡制限株式ユニット (RSU) に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は91,228株増加しております。
4. 2020年1月17日付の取締役会決議に基づく、2020年2月15日付の譲渡制限株式ユニット (RSU) に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は60,114株増加しております。
5. 2020年4月15日付の取締役会決議に基づく、2020年5月15日付の譲渡制限株式ユニット (RSU) に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は62,849株増加しております。
6. 当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は4,779,240株増加しております。

③ 株主数 52,541名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
山田 進太郎	37,612,530株	24.09%
富島 寛	8,975,000株	5.75%
MSIP CLIENT SECURITIES	8,540,859株	5.47%
株式会社suadd	6,567,000株	4.21%
ユナイテッド株式会社	5,250,000株	3.36%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	4,360,148株	2.79%
Morgan Stanley & Co. LLC	4,128,704株	2.64%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	3,400,504株	2.18%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,843,178株	1.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,479,500株	1.59%

- (注) 1. 2020年7月27日付で、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、JTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。
2. 持株比率は自己株式 (2株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の数（合計）	目的となる株式の数（合計）	（ご参考）発行済株式の総数
1,798,300個	6,952,150株	156,150,364株

「新株予約権等に関する事項」の詳細につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

⇒ <https://about.mercari.com/>

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役（社長）	山 田 進太郎	CEO Mercari, Inc. Director
取 締 役（会 長）	小 泉 文 明	President 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー代表取締役社長
取 締 役	濱 田 優 貴	CINO
取 締 役	John Lagerling	CBO Mercari, Inc. CEO
取 締 役	青 柳 直 樹	株式会社メルペイ代表取締役CEO
取 締 役	田面木 宏 尚	メルカリジャパンCEO
社 外 取 締 役	高 山 健	テクマトリックス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社メタップス社外取締役（監査等委員） 株式会社メディアドウ社外取締役
社 外 取 締 役	生田目 雅 史	東京海上ホールディングス株式会社執行役員デジタル戦略部長
監 査 役（常 勤）	栃 木 真由美	株式会社メルペイ監査役
社外監査役（常勤）	福 島 史 之	
社 外 監 査 役	猪 木 俊 宏	猪木法律事務所弁護士 サイバーボンド株式会社代表取締役 さくらインターネット株式会社社外取締役
社 外 監 査 役	筱 崎 隆 広	一般社団法人大学スポーツ協会常務理事兼事務局長

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- ① 2019年9月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、取締役鈴木健氏は任期満了により退任いたしました。
- ② 2019年9月27日開催の第7回定時株主総会において、新たに田面木宏尚氏は取締役に、栃木真由美氏は監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役高山健氏及び取締役生田目雅史氏は、社外取締役であります。
3. 監査役福島史之氏、監査役猪木俊宏氏及び監査役筱崎隆広氏は、社外監査役であります。
4. 監査役福島史之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役高山健氏、取締役生田目雅史氏、監査役福島史之氏、監査役猪木俊宏氏及び監査役筱崎隆広氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外監査役につきましては金300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、取締役高山健氏、取締役生田目雅史氏及び監査役栃木真由美氏につきましては同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	180百万円 (30百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	59百万円 (32百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (6名)	240百万円 (62百万円)

- (注) 1. 上記には、2019年9月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年9月29日開催の第5回定時株主総会において、年額2,000百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年9月29日開催の第5回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。
5. 当事業年度において、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 監査役猪木俊宏氏は、さくらインターネット株式会社の社外取締役であります。同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社の当期連結決算における売上高の1%未満であります。
2. その他重要な兼職の状況につきましては27頁に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況			
取締役	高山	健	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、金融事業及びインターネット事業に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、主に財務の専門家としての観点から適宜発言を行っております。
取締役	生田目	雅史	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、銀行、証券及び投資業界に関する豊富な経験とグローバルな幅広い見識に基づき、主に金融の専門家としての観点から適宜発言を行っております。
監査役	福島	史之	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	猪木	俊宏	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	筱崎	隆広	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に会社経営者としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	75百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、Mercari, Inc.はErnst & Young LLPの監査を受けています。また、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーは有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 剰余金の配当等に関する決定方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当の実施については未定であります。

連結貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	169,277
現金及び預金	135,747
売掛金	1,119
有価証券	5,260
未収入金	15,612
前払費用	1,609
預け金	9,718
その他	1,614
貸倒引当金	△1,404
固定資産	28,736
有形固定資産	2,905
無形固定資産	679
投資その他の資産	25,151
投資有価証券	5,881
敷金	2,128
繰延税金資産	108
差入保証金	16,598
その他	435
資産合計	198,014

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	110,128
1年内返済予定の長期借入金	900
未払金	16,206
未払費用	861
未払法人税等	1,427
預り金	83,954
賞与引当金	1,314
ポイント引当金	522
株式報酬引当金	177
その他	4,764
固定負債	52,516
長期借入金	51,547
退職給付に係る負債	75
資産除去債務	126
繰延税金負債	191
その他の引当金	6
その他	570
負債合計	162,645
(純資産の部)	
株主資本	30,966
資本金	41,440
資本剰余金	41,396
利益剰余金	△51,870
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	3,819
その他有価証券評価差額金	3,995
為替換算調整勘定	△175
非支配株主持分	582
純資産合計	35,368
負債純資産合計	198,014

連結損益計算書 (2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		76,275
売上原価		20,661
売上総利益		55,613
販売費及び一般管理費		74,921
営業損失 (△)		△19,308
営業外収益		
受取利息	116	
その他	95	211
営業外費用		
支払利息	248	
為替差損	31	
その他	15	295
経常損失 (△)		△19,391
特別損失		
減損損失	922	
投資有価証券評価損	204	1,127
税金等調整前当期純損失 (△)		△20,519
法人税、住民税及び事業税	2,317	
法人税等調整額	123	2,440
当期純損失 (△)		△22,959
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△186
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△22,772

貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	75,636
現金及び預金	58,284
売掛金	5,685
商品	8
前払費用	791
未収入金	10,334
短期貸付金	500
その他	31
固定資産	29,047
有形固定資産	1,146
建物	370
工具、器具及び備品	675
その他	101
無形固定資産	97
ソフトウェア	97
投資その他の資産	27,803
投資有価証券	5,880
関係会社株式	19,731
繰延税金資産	107
敷金	2,004
その他	78
資産合計	104,683

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	14,053
買掛金	43
1年内返済予定の長期借入金	900
未払金	8,379
未払費用	412
未払法人税等	1,399
預り金	136
賞与引当金	1,292
ポイント引当金	136
株式報酬引当金	177
その他	1,173
固定負債	51,744
長期借入金	51,547
その他	197
負債合計	65,798
(純資産の部)	
株主資本	34,889
資本金	41,440
資本剰余金	41,420
資本準備金	41,420
その他資本剰余金	0
利益剰余金	△47,971
その他利益剰余金	△47,971
繰越利益剰余金	△47,971
自己株式	△0
評価・換算差額等	3,995
その他有価証券評価差額金	3,995
純資産合計	38,884
負債純資産合計	104,683

損益計算書 (2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,744
売上原価		9,771
売上総利益		48,972
販売費及び一般管理費		37,316
営業利益		11,655
営業外収益		
受取利息	33	
関係会社業務受託料	34	
関係会社株式売却益	39	
その他	24	132
営業外費用		
支払利息	208	
為替差損	25	
その他	2	237
経常利益		11,550
特別損失		
関係会社株式評価損	36,935	
投資有価証券評価損	202	37,137
税引前当期純損失(△)		△25,587
法人税、住民税及び事業税	2,341	
法人税等調整額	86	2,427
当期純損失(△)		△28,014

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月24日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本 知 香 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 部 直 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鵜 田 直 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メルカリの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月24日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本 知 香 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 部 直 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鍋 田 直 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メルカリの2019年7月1日から2020年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月27日

株式会社メルカリ 監査役会

常勤監査役 梶 木 真 由 美 ㊞

常勤監査役（社外監査役） 福 島 史 之 ㊞

社外監査役 猪 木 俊 宏 ㊞

社外監査役 筱 崎 隆 広 ㊞

メルカリのサステナビリティについて

メルカリは、より豊かな社会を目指すサステナブルな事業成長のため、5つのテーマに取り組みます。

1. 循環型社会の実現
2. 循環型社会の実現に向けた文化醸成・教育
3. 地域活性化
4. 安心・安全・公正な取引環境の整備
5. コンプライアンス・リスクマネジメントの強化



1. 循環型社会の実現



メルカリは、誰かにとっては価値がなくなったものが、それを必要としている他の誰かに届けられる社会の実現を目指しています。

「メルカリエコパック」

梱包材についても「メルカリ」で取引される商品同様、何度もリユースしたいという思いから、繰り返し利用可能な梱包材「メルカリエコパック」を試験的に配布し、あらゆる梱包材をリユースする習慣・文化がお客さまに受け入れられるかを検証しました。

「メルカリエコパック」に関するアンケート調査を実施したところ、約7割のお客さまが、受け取ったメルカリエコパックを商品発送に利用したと回答（※）しています。

※「メルカリ」利用者を対象とした、独自アンケート調査結果より（2020年3月に実施、回答者数23万8,328人）。



2. 循環型社会の実現に向けた文化醸成・教育



フリマアプリの安心・安全な利用方法を考える教育プログラム

中高生や保護者、教員を対象に、フリマアプリをはじめとするCtoCサービスの安心・安全な利用方法を学ぶ講演会を無償で開催しています。2020年度は、全国で計17回開催し、約1,400人が受講しました。



ものやお金の価値を学習する価値交換体験プログラム

学童保育に通う小学生を対象に、カードゲームやオンラインのクイズコンテンツを通じて「メルカリ」を疑似体験し、ものやお金の価値を学習するプログラムを開発、全5校のアフタースクールでトライアル授業を実施しました。



20年後の価値交換を考える課題解決型学習（PBL）教育プログラム

mercari R4Dと東京大学の共同研究テーマである「価値交換工学」を背景に、学校法人角川ドワンゴ学園 N 高等学校とのコラボレーション授業にて、未来の価値交換を支えるビジネスやサービスを創造する課題解決型学習を実施しました。



3. 地域活性化



自治体との連携協定の締結

地域の住民や地域に関わる人々の利便性の向上及び課題解決に努めるため、各自治体と連携協定を締結しています。これまでに、岐阜市（岐阜県）、仙台市（宮城県）、千葉市（千葉県）、箕面市（大阪府）、神戸市（兵庫県）、福岡市（福岡県）、鎌倉市（神奈川県）、神奈川県、鹿嶋市（茨城県）との間で締結しています。メルカリを活用した教育プログラムの提供や、キャッシュレス社会の実現等をはじめ、地域社会の活性化を目指しています。



鹿嶋市・鹿島アントラーズにおける地域活性化施策の実施

2019年7月にメルカリは鹿島アントラーズの経営権を取得し、鹿嶋市と鹿島アントラーズとの連携を通じて持続可能な地域社会の実現を推進しています。地方創生のハブとなる先進事例になるよう、鹿行地域（※）における「食」の応援プロジェクトや、鹿島アントラーズクラウドファンディングプロジェクト等を通して、地域活性化施策を実施しています。

※鹿島アントラーズのホームタウンである5市（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）。



4. 安心・安全・公正な取引環境の整備



「安心・安全・公正」な取引環境の実現に向けて、テクノロジーの力を駆使しながら、未然に素早く、トラブルにつながる出品物、アカウント、取引を削減していく取り組みを行っています。

- 違反商品・違反アカウントに対する適切な対応、AI等のテクノロジーを活用した不正検知システムの継続的改善、お客さまからの通報の分析による再発防止
- 禁止出品物・禁止行為基準策定委員会の運用、社会的変化に応じたポリシーのアップデート
- 省庁・団体・企業とのネットワークを通じた情報の収集とそれに伴うサービス改善
- 違反商品・違反アカウントの早期排除

5. コンプライアンス・リスクマネジメントの強化



健全で透明性の高い、内部管理態勢を構築し、お客さまやパートナーさま、そして社会から強い信頼を得られる企業を目指します。

- 定期的なリスクマネジメント、法令等遵守状況のモニタリング
- 定期的なコンプライアンス研修（全社員に対する毎月のE-learning、階層別研修、業務別研修を実施）

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主メモ

事業年度 毎年7月1日から翌年6月30日まで

定時株主総会 毎年9月下旬

基準日 毎年6月30日

単元株式数 100株

公告方法 電子公告
<https://about.mercari.com/>

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

URL <https://about.mercari.com/>

上場証券取引所 東京証券取引所

証券コード 4385

株式事務のご案内

■株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

■株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〔電話照会先〕0120-782-031 9時～17時 土日・祝日除く

〔郵便物送付先〕〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

※株主名簿管理人は、2020年9月26日より、三井住友信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更となります。



mercari

